

平成25年第 1 回上峰町議会定例会会議録

平成25年 2 月 14 日 （木曜日） 本会議 5 日
 会期 16日間 委員会 4 日
 平成25年 3 月 1 日 （金曜日） 休 会 7 日

平成25年 2 月 14 日 第 1 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第 1 日）			
出席議員 (10名)	1 番 原 田 希 4 番 碓 勝 征 7 番 岡 光 廣 10番 大 川 隆 城	2 番 寺 崎 太 彦 5 番 林 眞 敏 8 番 吉 富 隆	3 番 橋 本 重 雄 6 番 松 田 俊 和 9 番 中 山 五 雄
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 企 画 課 長 北 島 徹 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 振 興 課 長 兼 農業委員会事務局長 江 崎 文 男 教 育 課 長 小 野 清 人	教 育 長 矢動丸 壽 之 総 務 課 長 池 田 豪 文 税 務 課 長 白 濱 博 己 健康福祉課長 岡 義 行 生涯学習課副課長 江 崎 由起子 文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長	石 橋 英 次

議事日程 平成25年2月14日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第1号～議案第18号)
- 日程第5 議案審議
議案第12号 平成25年度上峰町一般会計予算

午前9時40分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成25年第1回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番林眞敏君及び6番松田俊和君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より3月1日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成25年上峰町議会第1回定例会に御参集いただき、感謝を申し上げます。

ことし3月には町長選挙が目前に迫っている関係上、新年度の予算は新しい首長の活動を制限するような予算組みは避けるべきであるとの考え方から、政策的なものや新規事業はなるべく盛り込まず、引き続き住民生活を温め続けるために必要な事業を中心に編成を行った「追い炊き予算」となっております。よって、新年度予算に係る施政方針につきましては、平成24年度4月から進めておりますまちづくりプラン（第4次総合計画）に沿って、現状とまちづくりの方向性、まちづくりの3原則を申し述べ、施策に係る方針とさせていただきます。町民の皆様並びに議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします。

①踏まえるべき時代の流れ。

我が国では出生数の減少と出生率の低下に歯どめがかからず、少子化がさらに深刻化しており、子供の数が急速に減少してきております。また、高齢化も世界に例を見ない速度で進んでおり、老年人口が3,000万人を超え、65歳以上が25%の時代に突入し、今後も団塊の世代が高齢期を迎えることにより、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会を迎えることが予想されています。生産年齢人口の減少と老年人口の増加は社会的扶養負担を増大させ、自治体経営は大きな転換点を迎えています。

これまで自治体経営は人口増加を基調とし、右肩上がりの経済成長の中で策定した総合計画に基づいていました。しかし、これからは人口と税収の減少を前提に、少子・高齢社会が必要とする多様で高度化する住民ニーズに応える自治体経営を行わなければなりません。

このため、これからのまちづくりにおいては、行政があらゆる公共的サービスを提供することには限界があり、全ての分野において住民の皆様や企業を初めとした多様な主体が公共的サービスの担い手となり、子供を産み育てやすい環境づくりや超高齢社会に即した環境づくりを一層積極的に進めていくことが必要とされております。

また、東日本大震災、九州北部集中豪雨による大雨災害の発生等を背景に、地域の防災・減災体制や原子力施設の安全性への人々の意識がこれまで以上に高まってきております。加えて笹子トンネル天井板崩落事故を契機に、既設のインフラに対する長寿命化、機能強化の必要性が求められています。

このため、新政権は公共事業を推し進める補正予算を策定されたところです。——本日です。これから大規模災害への備えや地域ぐるみの防犯体制の整備を初め、防災・減災の観点で安全・安心を重視した取り組みを進めていくことが必要とされています。

②上峰町の現状とまちづくりの方向性。

経営の３要素は「人・金・物」と申します。自治体経営も同じく経営であり、強みと弱みを見きわめて、伸ばすべきところをしっかりと伸ばす視点と不足するところを補う視点が必要です。

まず、人口。

本町の総世帯数は3,074世帯となっており、増加傾向で推移しています。また、総人口（平成22年国勢調査）は9,224人となっており、これまでの推移を見ると、佐賀県内の自治体の多くが人口減少する中、増加傾向で推移しています。また、年齢３区分別に見ると、15歳未満の年少人口は1,607人（17.4%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は5,731人（62.1%）、65歳以上の老年人口は1,885人（20.4%）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、15歳未満の年少人口割合は2005年から2035年まで県内１位をキープするとのこと。（2035年 上峰14.3%、鳥栖12.8%、みやき8.7%、基山8.4%）また、15歳から64歳までの生産年齢人口は2015年５位、2020年から2030年４位、2030年から2035年は県下３位、65歳以上の老年人口は2005年から2035年まで県内２位（2035年 鳥栖27.6%、上峰27.7%、基山・みやきは20年後に40%超）をキープする若いまちであると言えます。全国及び佐賀県と比較しても、年少人口比率（17.4%）は全国平均（13.1%）や県平均（14.5%）を上回り、老年人口比率（20.4%）は全国平均（22.8%）や県平均（24.5%）を下回る“若いまち”と言えます。弱みをあえて申し上げるのであれば、佐賀県で一番子供が多く、若い元気な高齢者にあふれるまちであるにもかかわらず、シルバー世代の皆様の経験をもとにした知恵と工夫を活用させていただき取り組みがまだまだ弱いというところです。

次に、インフラ。

「閑静」「子育て安心度」「教育環境」「生活利便性」「同年代比率」等の評価項目をもとに算出した民間の住みやすさ調査で、「ファミリー層」の住みやすさランキング佐賀県１位の実績が示すとおり、本町はこれまで先達の皆様方により各種教育施設、薬局、病院等の医療施設、公共機関、買い物・飲食等の商業施設が半径１キロメートル以内に整えられ、周辺に住宅が広がる「コンパクト」なまちづくりがなされ、投資的事業への取り組みも早い意思決定のもとに実施されてまいりました。

農業分野では、第１次構造改善事業は昭和40年代初め、昭和40年から50年代に県営圃場整備事業、第２次農業構造改善事業により、いち早く圃場整備や農業の近代化を図ることができました。工業分野では、東脊振インターチェンジと近い大字堤地区に昭和40年から50年代初めにおいて、当時の１町２村にまたがる東部中核工業団地が造成されました。また、下水道普及率100%、道路舗装率は96.8%という状況です。

いち早く取り組みを行ってきたことや人口の増加に伴い、改修、機能強化の必要性が生じています。今年度から圃場整備地区内の暗渠排水を地下水位制御システムに更新したような

付加価値化、機能強化が必要です。

財政。

財政的に骨と皮だけで辛うじて踏ん張っていた上峰町は、ようやく『小康を保つ』ようになりました。財政調整3基金等のいわゆる「貯金」は就任時67,000千円（平成20年度末）、380,000千円（平成24年度末見込み）、一般会計、特別会計を合わせた、いわゆる「借金」は就任時10,412,662千円（平成20年度末）から9,131,573千円（平成24年度末見込み）となりました。実質公債費比率は23.7%（平成20年度）から21.2%（平成23年度）、将来負担比率は191.4%（平成20年度）から113.9%（平成23年度）、経常収支比率は96.2%（平成20年度）から88.4%（平成23年度）となっております。

平成23年度の償還ピークを過ぎ、回復して落ちついた状態ではありますが、今後、地方交付税の縮減等の懸念もあり、急変しないように引き続き用心しなければいけない『小康状態』です。だからこそ、「町民サービスの延伸・拡充」の範囲も費用対効果の高い事業を進めるべきですし、手法につきましても、より少ない予算で、より大きな効果を上げられる事業手法などにより、財政健全化を意識する必要があると思っています。

生産年齢人口の転入を促進するため、子育て支援と高齢者福祉に力を入れ、無駄な箱物づくりを行わず、既設の箱物を官民連携を視野に入れながら活用し、個人の「住みやすさ」に視点を置いた施策で、個人の生活はもとより、人や社会や自然とのかかわり、つながりにきめ細かくソフト事業が行き届く、「暮らしやすさ」を追求した施策が本町には必要であろうと考えています。私自身も町民の皆様の暮らしの視点に立った仕事ができているだろうかと常に考える姿勢だけは崩さずに、努力したいと思っています。

2、まちづくりの3つの原則「飛躍・共生・協働」。

①飛躍：新たな力を生み出すまちづくり。

本町の特性、資源を最大限に生かし、全ての環境のさらなるレベルアップを進め、多様な分野で新たな力を生み出し、未来へ向かって飛躍するまちづくりを進めます。

②共生：住まうまちとしての質の向上。

環境保全を基本に、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、住まうまちとしてのさらなる質の向上を進め、住みたくなるまちづくりを進めます。

③協働：人と人の絆の強化。

人と人、町民と行政との「絆」を強め、多くの人々がお互いを尊重しながら、支え合い、助け合い、協働するまちづくりを進めます。

3、予算の規模。

次に、予算の規模について申し上げます。

(1) 予算の規模。

予算編成方針として、町税を初め、限られた財源を有効かつ計画的に配分することを基本

に編成しており、効率的な行政経営と健全な財政運営を堅持しつつ、予算編成方法については、新規単独事業の抑制と経常経費面では内部努力による経費節減のさらなる徹底を行っておりますが、総体的には私の任期の関係を考慮し、事業等の歳出面では今回は骨格的な当初予算となっております。

平成25年度一般会計当初予算の規模は、一般会計3,392,000千円、特別会計、国民健康保険934,000千円、後期高齢医療89,000千円、土地取得14千円、農業集落排水665,000千円となりました。

一般会計予算の規模は、対前年度比で98.9%、38,000千円の減で、3,392,000千円となりました。町税全体では1,238,000千円で、対前年度比6,650千円の減少となっております。内容を見てみますと、個人町民税は若干回復傾向により対前年度比103.7%、14,000千円増の385,000千円、反面、法人町民税は昨年、一部企業の業績悪化で還付が発生した影響などもあり、対前年度比95.6%、約4,000千円減の110,000千円を計上しております。固定資産税も減少傾向にあり、対前年度比97.7%、約15,000千円減の653,000千円であります。たばこ税も税額は上がるものの、喫煙人口の減少傾向にある中で対前年度比96.1%、2,000千円減の約65,000千円を予定しております。地方交付税は895,000千円となりました。

公債費である町債が12%減の198,000千円となります。財政調整基金の取り崩し額は対前年度比3,000千円増の119,000千円。財政調整、減災、公共施設整備の財源調整3基金を合わせた額は、平成23年度末の429,000千円から平成24年度末の380,000千円へと、49,000千円減少する見込みです。

以上、平成25年度の施政方針を述べるとともに、予算の規模について御説明を申し上げます。町民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を賜り、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長（大川隆城君）

これで町長の施政方針が終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

引き続きまして、議案の御提案をさせていただきます。

議案第1号 上峰町新型インフルエンザ等対策本部条例。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき条例を設けるものでございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第2号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、基金の一部を取り崩すことに伴い、改正するものでございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第3号 上峰町道路法施行条例。

本議案は、道路法の改正に伴い、条例を設けるものでございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第4号 上峰町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例。

本議案は、河川法の改正に伴い、条例を設けるものでございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第5号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例。

本議案は、都市公園法の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第6号 上峰町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例。

この本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を設けるものでございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第7号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

本議案は、公営住宅法等が一部改正されたことに伴う改正でございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第8号

平成24年度上峰町一般会計補正予算（第5号）

平成24年度上峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,701,317千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は「第2表債務負担行為補正」による。

平成25年2月14日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第9号

平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,783千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,038,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月14日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第10号

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月14日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第11号

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月14日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第12号

平成25年度上峰町一般会計予算

平成25年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,392,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月14日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第13号

平成25年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成25年度上峰町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ934,160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月14日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第14号

平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月14日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第15号

平成25年度上峰町土地取得特別会計予算

平成25年度上峰町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月14日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第16号

平成25年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成25年度上峰町農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ665,492千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成25年2月14日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第17号 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

本議案は、市町村審査会を規定している法律の名称が変更となることに伴う改正でございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第18号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について。

本件は、神埼地区消防事務組合の脱退に伴い、規約の変更の協議を行うものでございます。

平成25年2月14日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、18議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より18議案が一括上程されました。補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第1号 上峰町新型インフルエンザ等対策本部条例、それともう1つ、議案第18号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第1号でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されております。この法律の中に、都道府県及び市町村において新型インフルエンザ等対策本部の設置に関して定めなければならないという規定が設けられております。条例で定める期限につきましては、公布の日から1年を超えない範囲となっておりますので、今回上程させていただいたところでございます。

新型インフルエンザ等の緊急事態宣言が発令されまして、そして都道府県で対策本部が設置された、そういった状況におきまして、本町におきましても対策本部を設置するようになります。

この条例の第2条に組織を掲げておりますが、新型インフルエンザ等対策本部長、これは

町長で、第2項の副本部長は副町長と教育長、それと第3項の本部員といいますのは各課長を充てていきたいということで考えておるところでございます。

議案第1号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第18号でございますが、平成25年4月1日付で神埼地区消防事務組合が佐賀広域消防局と統合することに伴いまして、佐賀県市町総合事務組合から離脱することになりました。それで、構成団体にこの規約の変更につきまして協議するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきますと、左側が改正後で、右側が改正前ということで掲げております。アンダーラインを変更のところには設けておりますが、改正前につきましては「神埼地区消防事務組合」が入っておったわけでございますが、左側の改正後につきましては抜けております。そういったところで、別表1、それに次のページに別表第2（第3条関係）、それとあと3ページに別表第2（第3条関係）ということで表を掲げておりますが、その中の項目におきまして神埼地区消防事務組合を外すということで改正するものでございます。

この2件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○文化課長（原田大介君）

皆様おはようございます。議案第2号につきまして私のほうから御説明させていただきます。

議案第2号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本議案につきましては、教育課、文化課の2課の所管事項でございますが、一括して私のほうから御説明します。

まず、平成25年度の当初予算編成作業に当たりまして、財政部局と財源につきまして協議を行いました。その結果、小・中学校、それからふるさと学館の図書購入費について、それぞれに教育振興基金の一部を一般財源へ充当させていただきたく、この議案を上程させていただくものでございます。

お手元の議案の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第3条ですが、基金の額の改正でございます。現在の基金の額が6,500千円ございますが、これを充当後の額4,800千円に改めます。

また、基金の充当先、充当額の明細につきましては、別表にお示ししておりますとおり、中山栄作氏の基金5,000千円の中から小・中学校の図書購入費へそれぞれ350千円ずつ、ふるさと学館の図書購入費へ1,000千円、基金の合計額が1,700千円、これを平成25年度の当初予算の一般財源へ充当させていただきたいというものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。皆様よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に、補足説明を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第11号、議案第16号につきまして御説明申し上げます。

議案第3号、議案第4号、議案第7号につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行に伴う条例の追加と改正でございます。

まず、議案第3号 上峰町道路法施行条例につきまして御説明申し上げます。

先ほど申し上げました一括法に伴い道路法も改正され、法律での定めがあったもののうち、一部各自治体の条例に委任されることとなっております。

今回の条例の委任につきましては、改正後の道路法第30条第3項関係の道路の構造の技術的基準、それと法第45条第3項関係の道路に設ける道路標識のうち案内標識、警戒標識の寸法及び文字の大きさの2項目でございます。

それでは、議案第3号をお願いいたします。

第3条から第6条までが道路構造の技術的基準でございます。第3条、車線等に係る基準、第4条、停車帯に係る基準、それと第5条、自転車歩行者道に係る基準となっております。この基準の内容につきましては佐賀県道路法施行条例を、また次の第6条、その他の基準につきましては国の道路構造令をそれぞれ参酌いたすものでございます。

次に、第7条の案内標識等の寸法につきましては、これまた国の道路標識、区画線及び道路標識に関する命令を参酌していくものでございます。

続きまして、議案第4号をお願いいたします。

議案第4号 上峰町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例でございます。

準用河川につきましては、1級河川及び2級河川以外の法定外河川のうち、市町村長が指定する河川のこと、本町におきましては5本、準用河川を認定しているところでございます。

この準用河川につきましても、一括法に伴い河川法が改正され、法律で定めのあるもののうち、一部各自治体の条例に委任されることとなっております。

内容につきましては、第3条にあります河川管理施設等技術的基準、これを条例において定めるものでございます。今回上程させていただいた条例での基準につきましては、国の河川管理施設等構造令を参酌いたすものでございます。

次に、議案第7号でございます。

議案第7号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、これまた一括法により法令等が改正されたことによる条例の改正でございます。

この一括法の町営住宅の関係につきましては、入居基準と整備基準がありまして、入居基準につきましては昨年3月議会の中で同居親族の要件、それと入居収入基準につきまして条例改正をいたしたところでございます。

今回につきましては、議案第7号の中の第2条の2、整備基準を条例の中に加えるものでございます。公営住宅法の規定により、国土交通省で定められています公営住宅等整備基準を参酌いたすものでございます。

また、第11条、第12条につきましては、町の条例及び規則の両方において、今現在「公営住宅法施行規則第10条」及び「公営住宅法施行規則第11条」を「規則」に改めるものでございます。これにつきましては、近隣自治体並びに県の条例に合わせて整理をするものでございます。

続きまして、議案第11号をお願いいたします。

議案第11号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページの歳入でございます。

歳入の款の1の分担金及び負担金、補正額2,599千円、計の2,880千円でございます。

款の2の使用料及び手数料、補正額、増の1,000千円、計の129,500千円。

款の4の財産収入、補正額38千円、計の39千円。

款の5の繰入金、補正額、減の2,598千円、計の273,011千円。

歳入合計といたしまして、補正額1,039千円、計の690,426千円でございます。

続きまして、3ページの歳出のほうをお願いいたします。

款の1の総務費、補正額1,039千円、計の168,305千円。

款の2の事業費、補正額ゼロ、計、補正前と同額でございます。

款の3. 公債費も同じく補正額ゼロで、補正前の額と同等でございます。

歳出合計といたしまして、補正額1,039千円、計の690,426千円でございます。

続きまして、説明書のほうの3ページをお願いいたします。

3ページの歳入でございます。

款の1. 分担金及び負担金、目の1. 分担金でございます。分担金につきましては、新規加入金といたしまして新規加入件数13件分が入っております。金額として2,599千円でございます。

続きまして、款の２．使用料及び手数料、項の１．使用料、目の１．使用料といたしまして、今年度最終見込み額といたしまして1,000千円増額の見込みですので、今回補正をお願いするところでございます。

款の４の財産収入につきましては、減債基金の利子ということで38千円上げております。

次に、裏面の４ページをお願いいたします。

款の５．繰入金、項の１の繰入金、目の１．一般会計繰入金でございます。一般会計からの繰入金につきましては、減の2,598千円計上しております。

続きまして、５ページ以降の歳出のほうに入らせていただきます。

款の１の総務費、項の１の総務管理費、目の１の一般管理費でございます。ここにつきましては、一般管理費につきましては全て使用料金で補うということで当初予算からしておりますので、今回はその中での調整ということで、修繕費を1,056千円、事業所等水質検査料を減の50千円、県の農業農村整備事業推進協議会会費を減の6千円計上しているところでございます。

続きまして、同じく目の２の減債基金費といたしましては、減債基金の積み立てとして利子分を39千円計上しております。

続きまして、款の２の事業費でございます。項の１の事業費、目の１．事業費で、区分の13．委託料の減の3,191千円、これにつきましては委託料関係の残額でございます。入札残等の残額でございまして、区分の15の工事請負費のほうに今回振りかえをいたしております。これにつきましては、先般、12月に工事請負費等の補正をしてもらった、その分と合わせまして、ここの工事請負費につきましては次年度への繰り越しということで考えておるところでございます。

次に、６ページをお願いいたします。

款の３．公債費でございます。この中の目の１．元金の中で、補正額ゼロということで示しておりますけれども、これにつきましては、特定財源の中のその他の欄に、先ほど歳入でお願いいたしました新規加入金の分担金の2,599千円、それを特定財源の中に入れまして、そこにありました一般会計からの繰入金を同額の減額をしているところでございます。そういう中で、今回、特定財源の中には出てきませんけれども、補正額ゼロということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第16号をお願いいたします。

議案第16号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計予算につきまして説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

２ページの歳入でございます。

款の１の分担金及び負担金、金額として281千円。

款の２の使用料及び手数料129,300千円。

款の３の県支出金73,000千円。

款の４の財産収入１千円でございます。

款の５の繰入金277,807千円。

款の６の繰越金１千円でございます。

款の７の諸収入は２千円計上しております。

款の８の町債といたしまして185,100千円。

歳入合計といたしまして665,492千円でございます。

続きまして、３ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の１の総務費153,491千円。

款の２の事業費147,281千円。

款の３の公債費364,220千円。

款の４の予備費といたしまして500千円計上いたしております。

歳出合計665,492千円でございます。

続きまして、次のページの４ページをお願いいたします。

地方債でございます。

起債の目的といたしましては、下水道事業、農業集落排水事業として限度額65,700千円、
年利４％以内としております。また、資本費平準化債につきましては限度額119,400千円、
同じく年利４％以内ということで、限度額合計185,100千円でございます。

続きまして、説明書のほうの３ページをお願いいたします。

３ページの歳入のほうでございます。

款の１の分担金及び負担金、項の１の分担金、目の１の分担金として281千円計上しております。

次に、款の２．使用料及び手数料、項の１の使用料、目の１の使用料といたしまして、現
年度使用料、過年度使用料を合わせて処理場施設使用料として129,300千円計上しております。

続きまして、款の３の県支出金、項の１の県補助金、目の１の県補助金として地域整備交
付金73,000千円計上しております。これにつきましては、坊所の機能強化事業の補助金とい
うことで事業費の50％を計上しております。

続きまして、４ページでございます。

４ページ中ほどの款の５の繰入金、項の１の繰入金、目の１の一般会計からの繰入金とい
たしまして244,995千円。

目の２の農業集落排水事業減債基金繰入金といたしまして32,812千円でございます。

続きまして、５ページを飛びまして、６ページをお願いいたします。

6 ページの歳出のほうでございます。

歳出のほうの款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費でございます。この一般管理費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、使用料金で賄う予算のつくり方をしているところでございます。

節といたしまして、11の需用費12,137千円、12の役務費1,397千円、13の委託料112,844千円、続きまして、7 ページの14の使用料及び賃借料247千円。

次に、15の工事請負費2,500千円でございますけれども、これにつきましては処理場さく井工事ということで、江迎処理場の江迎中継ステーション、それと江迎処理場、それと切通の処理場の3施設につきまして水道料金の高騰を伺っているところでございます。その理由といたしまして、真空ポンプ等の冷却水の使用、また前処理のスクリーンユニットへの水の供給をするものでありまして、それを上水道より、今回、井戸水を利用することでコスト縮減を図っていきたいと思っているところでございます。

まずもって25年度につきましては、3施設のうちの1施設分を今回2,500千円として、井戸工事及び配管工事ということで2,500千円計上いたしております。

続きまして、16の原材料費として105千円、19の負担金、補助及び交付金として20千円、23の償還金、利子及び割引料として50千円計上しております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

8 ページにつきましては、款の1の総務費、項の1の総務管理費の中の減債基金費として積立金を24,191千円積み立て予定をしております。

続きまして、款の2の事業費でございます。この事業費につきましては、節の13の委託料、15の工事請負費、これにつきましては坊所処理場の機能強化事業の委託料と工事請負費でございます。

9 ページをお願いいたします。

款の3. 公債費、項の1. 公債費でございます。目の1. 元金といたしまして、償還元金272,934千円、目の2の利子といたしまして、一借利子まで合わせたところで91,286千円でございます。

以上をもちまして、振興課のほうからの議案の御説明を申し上げましたところでございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。補足説明の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を再開いたします。

○企画課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。私のほうからは、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第12号並びに議案第15号につきまして補足説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議案第5号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例、これと議案第6号 上峰町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきまして、概要を御説明いたします。

今回の議案第5号の一部改正及び議案第6号の条例制定につきましては、いずれも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）、いわゆる第2次一括法に基づくものでございます。

この第2次一括法では大きく分けまして、第1に基礎自治体への権限移譲（47法律）、第2に義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大（160法律）がございまして、上程しております2議案は第2に該当をいたします。

この義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大に、第1番目といたしまして、施設、それから公物設置管理の基準がございまして、この中に第3項「参酌すべき基準」、条例制定基準を設けない例といたしまして、第6号、都市公園についての配置、規模等の基準と、第7号、公園等のバリアフリー化についての構造基準というものがございます。これらは従前までは施設等基準は政省令で規定というふうになっておりましたが、見直し後、施設等基準は条例で制定、また政省令は条例制定の規準へとされました。

以上のような理由で、今議会に上程をいたしました次第でございます。

それでは、議案ごとに御説明を申し上げます。

まず、議案第5号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

これは都市公園法第3条第1項に規定される都市公園の設置基準及び同法第4条第1項に規定される都市公園の設置基準について、それぞれ町条例で定めることになったための改正でございます。

なお、条例で定める基準につきましては、都市公園法及び同法施行令を参酌して定めるといこととされておりますが、本町では、独自の基準を設ける特段の理由は存在いたしませんので、法や施行令の基準をそのまま、第2章、都市公園の設置規定といたしまして、町条例に追加適用するというものでございます。

次に、議案第6号 上峰町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

を定める条例でございます。

これは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、いわゆるバリアフリー法の改正に伴い、バリアフリー法第13条第1項の規定により、公園管理者等は特定公園施設——特定公園施設といたしましては、園路及び広場、屋根つき広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、掲示板及び標識がございまして、条例案の第3条以下で定めております。

この特定公園施設の新設、増設、または改築を行うときは、特定公園施設を移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準に適合させなければならないということになったための制定でございます。

なお、条例で定める基準につきましては、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌して定めるということとされておりますが、こちらのほうも本町では独自の基準を設ける特段の理由は存在いたしませんので、省令の基準をそのまま町条例に適用するというものでございます。

以上で条例関連の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第5号）でございます。

補正額は17,323千円の追加で、補正前に比べて予算総額は0.5%増というふうになっております。

それでは、予算書のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

議案第8号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款、それから補正額、計と、左側から右側のほうに読み上げてまいります。

款の1. 町税、補正額△1,350千円、計1,271,945千円。

款の2. 地方譲与税、補正額△2,730千円、計31,838千円。

款の3. 利子割交付金、補正額△の554千円、計1,983千円。

款の6. 地方消費税交付金、補正額△3,559千円、計86,441千円。

款の7. 自動車取得税交付金、補正額2,064千円、計6,282千円。

款の9. 地方交付税、補正額50千円、計872,592千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額14千円、計65,982千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額△102千円、計65,512千円。

3ページでございます。

款の13. 国庫支出金、補正額9,665千円、計329,363千円。

款の15. 県支出金、補正額△10,973千円、計304,468千円。

款の16. 財産収入、補正額1,236千円、計1,243千円。

款の17. 寄附金、補正額341千円、計1,772千円。

款の18. 繰入金、補正額326千円、計164,898千円。

款の20. 諸収入、補正額22,895千円、計77,601千円。

歳入合計、補正額17,323千円、計3,701,317千円でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額△225千円、計79,921千円。

款の2. 総務費、補正額53,019千円、計475,583千円。

款の3. 民生費、補正額2,127千円、計1,056,043千円。

款の4. 衛生費、補正額△5,540千円、計546,220千円。

款の6. 農林水産業費、補正額△5,679千円、計370,776千円。

款の7. 商工費、補正額△8千円、計25,320千円。

款の8. 土木費、補正額△9,047千円、計125,982千円。

5ページでございます。

款の9. 消防費、補正額△1,482千円、計159,042千円。

款の10. 教育費、補正額△15,842千円、計324,750千円。

歳出合計、補正額17,323千円、計3,701,317千円でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページ、第2表 債務負担行為補正、変更でございます。

事項が戸籍電算化事業、このうち変更する部分でございますが、限度額のほうの変更でございます。変更前の限度額59,115千円、変更後の限度額49,560千円でございます。

この減額の理由につきましては、契約実績による限度額の減額でございます。

それでは、中身に入らせていただきます。

明細のほうの5ページをお願いいたします。

5ページ、款の6. 地方消費税交付金、項の1. 地方消費税交付金、目の1. 地方消費税交付金、節の1. 地方消費税交付金△3,559千円でございます。これは今年度12月末までの交付額と前年度の交付実績等から試算しまして、年間の交付金を86,441千円と見積もりましたので、差額を減額いたすものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページ、真ん中の表でございます。款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の11. 子どものための金銭の給付交付金13,434千円でございます。これにつきましては、当初予算の編成時に3歳未満のうち被用者、会社員等でございますが、被用者の児童に係ります国庫負担の割合、これが45分の16、それと事業主負担割合の45分の21、合わせまして45分の37で算出すべきところを、国庫負担割合の45分の16だけで算出して

おりましたので、今回、正規の負担割合で再計算し、差額を追加するというものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

10ページ、一番上の表ですが、款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の8. 土木費補助金、節の1. 住宅リフォーム緊急助成事業費補助金△3,146千円でございます。これにつきましては、当初予算で11,736千円を、補正予算（第2号）で11,536千円を計上し、合計で23,272千円といたしておりましたけれども、事業申請の実績によりまして減額をいたすものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページ、一番下の表でございますが、款の20. 諸収入、項の3. 受託事業収入、目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、節の1. 町内遺跡発掘調査事業費△3,211千円、これにつきましては、当初予算で予定をしておりました調査受託事業を実施いたしておりませんので、全額を減額するものでございます。

続きまして、13ページ、下の表でございます。款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入、このうち、説明のところの8行目でございます。前年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金精算金5,975千円、これは平成23年度の組合負担金の精算に伴うものでございます。

それから、すぐ下の市町村振興宝くじ収益金配分金11,932千円、これにつきましては、サマージャンボ、オートムジャンボ交付金が確定をいたしましたので、追加をいたすものでございます。

それから、1つ飛びまして、鳥栖・三養基西部環境施設組合派遣職員負担金6,454千円でございます。これは上峰町から施設組合に派遣をいたしております職員の人件費相当額を施設組合が負担するというものでございます。

それでは、歳出のほうに参ります。

16ページをお願いいたします。

16ページの下の方ですが、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金50,502千円でございます。これは財政調整基金のほうに積み立てをいたすものでございますが、この積み立てによりまして、年度末の基金の積立予定額は280,000千円というふうになってまいります。

続きまして、すぐ下の目の9. 減債基金費、節の25. 積立金10,057千円でございます。これにつきましても、減債基金のほうに10,000千円ほど積み立てをいたしたいということでございまして、これによりまして年度末の基金の積立予定額は70,000千円というふうになってまいります。

続きまして、次の17ページをお願いいたします。

17ページ、上のほうでございますが、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の14. 公共施設整備基金費、節の25. 積立金4,663千円、これは公共施設の維持管理、改修等のための基金に積み立てをいたしたいということで、今回計上をいたしております。これによりまして、年度末の基金の積立予定額は30,000千円となっております。

それでは、少し飛びまして、21ページをお願いいたします。

21ページ、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の3. 老人福祉費、一番上のところですが、節の25. 積立金11,239千円、通学福祉バス運営基金積立金でございます。これにつきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業といたしまして積み立てるというものでございまして、同じ調整交付金事業のほかの部分の額が確定してまいりましたので、調整をいたしましてバス基金のほうに積み立てをいたすというものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

22ページ、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の2. 児童措置費、上のほうですが、節の20. 扶助費△3,530千円、子どものための手当でございます。これは当初予算の編成時に手当支給延べ児童数を、平成22年10月から平成23年9月までの1年間の実績に児童数の伸び率を考慮いたしまして、1万6,058人ということで推計をいたしておりました。これにより手当支給に必要な184,875千円を計上いたしておった次第でございますが、今回、今年度の支給実績等を勘案いたしまして、手当支給延べ児童数を再計算いたしましたところ、1万5,823人というふうになりました。結果、当初予算編成時と比較して、手当支給延べ児童数が235人の減というふうになりましたので、手当支給に必要な額は181,345千円というふうになってまいりました。そこで、その差額を減額するというものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費、節の15. 工事請負費△4,600千円、町道堤1・2号線改良工事△2,200千円、町道米多坊所線歩道整備工事△2,400千円でございます。これはいずれも入札結果によります減額でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

款の8. 土木費、項の5. 住宅費、目の1. 住宅管理費、節の19. 負担金、補助及び交付金△3,054千円、住宅リフォーム緊急助成事業補助金でございます。これは事業申請実績が確定したことによります減額でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の6. 町内遺跡発掘調査事業費で、目のほうで申し上げますと、目のほうで△の3,217千円でございます。これにつきましては、右のほうの節の4. 共済費から節の13. 委託料まで減額で計上いたしておりますが、これは収入のときも申し上げました調査受託事業を実施しなかったということによります減額でございます。

以上が議案第8号の補足説明でございました。

続きまして、議案第12号 平成25年度上峰町一般会計予算でございます。

これにつきましては、先ほど町長が施政方針で述べられた点と重なる点がございしますが、御了承をお願いしたいというふうに思っております。

予算総額3,392,576千円で、前年度当初予算に比べて1.1%減というふうになっております。今回の当初予算は骨格的予算であるため、政策的経費については計上を見送っておりますが、国県費が伴う補助事業、前年度からの継続事業、6月補正の計上では対応できない防災対策事業等につきましては計上をいたしております。

歳入では、県支出金が森林整備加速化事業の終了によります減、町債が臨時財政対策債の算定見直しによる減というふうになっております。

税収につきましては、個人住民税、軽自動車税は増収見込みとなりましたが、法人住民税、固定資産税、たばこ税が減収見込みとなっており、町税全体では減収を見込んでおります。

歳出では、総務費が戸籍電算化事業及び特別職給による増、民生費がバス基金への積み立て及び障害者への扶助費による増、衛生費が後期高齢者医療広域連合への負担金及び子ども医療費助成による増となりました。また、農林水産業費が森林整備加速化事業の終了によります減、消防費が小型ポンプ積載車整備事業の終了による減、公債費が元利償還金の減というふうになっております。

それでは、予算書をごらんいただきたいというふうに思います。

2枚めくっていただきまして、2ページの第1表 歳入歳出予算、歳入からでございます。款と、それから金額のみを申し述べさせていただきます。

款の1. 町税、1,238,722千円。

款の2. 地方譲与税、31,838千円。

款の3. 利子割交付金、金額が1,983千円。

款の4. 配当割市町村交付金、金額が1,300千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金、金額が320千円。

款の6. 地方消費税交付金、金額が86,441千円。

款の7. 自動車取得税交付金、金額が6,282千円。

款の8. 地方特例交付金、金額が6,300千円でございます。

続きまして、3ページでございます。

款の9. 地方交付税、金額が895,000千円。

款の10. 交通安全対策特別交付金、金額が1,740千円。

款の11. 分担金及び負担金、金額が62,642千円。

款の12. 使用料及び手数料、金額が79,574千円。

款の13. 国庫支出金、金額が327,947千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、金額が5,821千円。

款の15. 県支出金、金額が223,785千円。

款の16. 財産収入、金額が7千円でございます。

次のページをお願いいたします。

4ページでございます。

款の17. 寄附金、金額が431千円。

款の18. 繰入金、金額が137,109千円。

款の19. 繰越金、金額が50,000千円。

款の20. 諸収入、金額が37,042千円。

款の21. 町債、金額が198,292千円。

歳入合計、3,392,576千円となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

款の1. 議会費、金額78,659千円。

款の2. 総務費、金額が411,045千円。

款の3. 民生費、金額が926,854千円。

款の4. 衛生費、金額が557,306千円。

款の6. 農林水産業費、金額が339,257千円。

款の7. 商工費、金額が22,780千円でございます。

次のページをお願いいたします。

6ページでございます。

6ページ、款の8. 土木費、金額が113,195千円。

款の9. 消防費、金額が144,195千円。

款の10. 教育費、金額が311,285千円。

款の11. 災害復旧費、金額が20千円。

款の12. 公債費、金額が477,980千円。

次のページ、7ページをお願いいたします。

款の14. 予備費、金額が10,000千円。

歳出合計、3,392,576千円でございます。

続きまして、次のページ、8ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

左から事項、期間、限度額というふうに申し述べてまいります。

庁舎南側公共施設駐車場用地借地料、期間、平成25年度から平成34年度まで、限度額、年額1,700千円及び当該土地の固定資産税相当額。

続きまして、国営筑後川下流右岸土地改良事業、期間が平成25年度から平成35年度まで、

限度額3,000千円。

続きまして、県営クリーク防災事業、期間が平成25年度から平成34年度まで、限度額が44,200千円。

続きまして、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業、期間が平成25年度から平成29年度まで、限度額が450千円となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページ、第3表 地方債。

起債の目的、臨時財政対策債。限度額、198,292千円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年利4%以内。償還の方法につきましては、政府資金につきましては、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるということにいたしております。

議案第12号につきましては以上でございます。

それでは続きまして、議案第15号 平成25年度上峰町土地取得特別会計予算でございます。予算総額14千円で、前年度当初予算と同額でございます。

それでは、予算書をお願いいたします。

2枚めくっていただきまして、2ページでございます。

第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。

款の1. 財産収入、金額11千円。

款の2. 繰入金、1千円。

款の3. 繰越金、1千円。

款の4. 諸収入、1千円。

歳入合計、14千円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1. 土木費、金額が13千円。

款の2. 予備費、金額が1千円。

歳出合計、金額が14千円というふうになっております。

以上で議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第12号並びに議案第15号につきましての補足説明とさせていただきます。御清聴感謝いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第17号の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第9号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

予算書3枚目の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款の1. 国民健康保険税、補正額マイナス2,708千円、計181,725千円。

款の3. 使用料及び手数料、補正額27千円、計78千円。

款の4. 国庫支出金、補正額14,361千円、計217,685千円。

款の5. 療養給付費交付金、補正額9,888千円、計63,484千円。

款の7. 県支出金、補正額マイナス12,439千円、計40,651千円。

款の9. 財産収入、補正額46千円、計47千円。

款の10. 繰入金、補正額325千円、計36,683千円。

款の12. 諸収入、補正額283千円、計の2,354千円。

裏面、3ページをお願いします。

歳入合計、補正額9,783千円、計1,038,377千円となっております。

4ページをお願いいたします。

歳出、款の1. 総務費、補正額マイナスの288千円、計の3,631千円。

款の2. 保険給付費、補正額33,874千円、計681,846千円。

款の3. 後期高齢者支援金等、補正額ゼロ円、計96,744千円。

款の4. 前期高齢者納付金等、補正額ゼロ円、計105千円。

款の6. 介護納付金、補正額ゼロ円、計40,832千円。

款の7. 共同事業拠出金、補正額マイナス11,330千円、計118,786千円。

款の8. 保健事業費、補正額マイナスの364千円、計7,680千円。

款の9. 基金積立金、補正額9,999千円、計10,000千円。

款の11. 諸支出金、補正額マイナスの373千円、計23,843千円。

裏面、5ページをお願いいたします。

款の12. 予備費、補正額マイナスの21,735千円、計54,894千円。

歳出合計、補正額9,783千円、計の1,038,377千円となっております。

説明書によりまして説明をいたします。

3枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入で、款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費等負担金、節の1. 現年度分11,164千円及び項の2. 国庫補助金の目の1. 財政調整交付金、節の1. 普通調整交付金3,140千円は、歳出での一般被保険者療養給付費34,891千円の補正に伴う国庫負

担金の負担率32%及び普通調整交付金の交付率9%分の補正でございます。

5ページをお願いします。

款の5、項の1、目の1の療養給付費交付金、節の1. 現年度分の9,888千円は、退職者医療交付金の額の確定に伴う補正でございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金、マイナスの12,506千円につきましては、県の一種交付金の交付率が9%から6%に変更になったことに伴う補正でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の部で、款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金34,891千円の補正につきましては、当初、月平均41,000千円で給付を見込んでおりましたけれども、医療費の増によりまして、12月から2月分までの3カ月間の平均を48,000千円と見込んでの補正でございます。

12ページをお願いします。

款の7、項の1の共同事業拠出金、目の1の高額医療費拠出金、マイナスの4,207千円及び目の2. 保険財政共同安定化事業等拠出金の補正につきましては、拠出金の概算額の確定に伴う補正でございます。

13ページをお願いいたします。

款の9、項の1の基金積立金、目の1の財政調整基金積立金、節の25. 積立金9,999千円の補正につきましては、今年度10,000千円の積み立てをすることでの補正でございます。

なお、この積み立てをすることによりまして、今年度末の基金の額は70,122,035円になります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

次に、議案第10号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

3枚目の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額839千円、計70,664千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額6千円、計の8千円。

款の3. 繰入金、補正額マイナス82千円、計の18,733千円。

款の5. 諸収入、補正額マイナス67千円、計の300千円。

歳入合計、補正額696千円、計92,241千円となっております。

裏面、3ページをお願いいたします。

歳出、款の1. 総務費、補正額ゼロ円、計466千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額794千円、計91,375千円。

款の３．保健事業費、補正額マイナスの98千円、計234千円。

歳出合計、補正額696千円、計92,241千円となっております。

説明書により説明をいたします。

２枚めくっていただきまして、３ページをお願いいたします。

歳入、款の１．後期高齢者医療保険料、項の１．後期高齢者医療保険料、目の１．特別徴収保険料及び目の２．普通徴収保険料の補正につきましては、調定額の変更に伴う補正でございます。

款の３．繰入金、項の２．一般会計繰入金、目の１．一般会計繰入金、節の１．事務費繰入金、マイナスの84千円につきましては、被保険者証の更新負担金が47,848円の減額及び督促手数料、それから雑入の収入増によりまして、一般会計からの事務費繰入金の減額補正でございます。

４ページをお願いします。

款の５．諸収入、項の５．受託事業収入、目の１．民生費受託収入、節の１．後期高齢者医療広域連合受託事業収入、マイナスの98千円の補正につきましては、健康診査委託料の減に伴う歳入の減額補正でございます。

款の５．諸収入、項の６、目の５、節の５の雑入の31千円の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合の円滑化運営臨時特例交付金事業の補助金でございます。

５ページをお願いいたします。

歳出で、款の２、項の１の目の１．後期高齢者医療広域連合納付金、節の19．負担金、補助及び交付金794千円の補正は、歳入の後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の合計839千円と、保険基盤安定繰入金1,921円と、先ほどの被保険者証の更新負担金のマイナス47,848円、これを納付するための補正でございます。

款の３、項の１の保健事業費、目の１．健康診査等事業費、節の13の委託料、マイナスの98千円の補正は健康診査委託料の減額補正でございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

次に、議案第13号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

３枚目、２ページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算。

歳入、款の１．国民健康保険税、金額183,427千円。

款の２．一部負担金、金額１千円。

款の３．使用料及び手数料、金額51千円。

款の４．国庫支出金、金額202,618千円。

款の５．療養給付費交付金、金額54,984千円。

款の 6. 前期高齢者交付金、金額245,115千円。

款の 7. 県支出金、金額39,946千円。

款の 8. 共同事業交付金、金額129,859千円。

款の 9. 財産収入、金額 1 千円。

裏面、3 ページをお願いします。

款の10. 繰入金、金額36,152千円。

款の11. 繰越金、金額40,000千円。

款の12. 諸収入、金額2,006千円。

歳入合計、金額934,160千円となっております。

4 ページをお願いします。

歳出、款の 1. 総務費、金額4,224千円。

款の 2. 保険給付費、金額646,585千円。

款の 3. 後期高齢者支援金等、金額96,744千円。

款の 4. 前期高齢者納付金等、金額105千円。

款の 5. 老人保健拠出金、金額 7 千円。

款の 6. 介護納付金、金額40,832千円。

款の 7. 共同事業拠出金、金額130,863千円。

款の 8. 保健事業費、金額7,278千円。

裏面、5 ページをお願いします。

款の 9. 基金積立金、金額 1 千円。

款の10. 公債費、金額10千円。

款の11. 諸支出金、金額1,204千円。

款の12. 予備費、金額6,307千円。

歳出合計、金額934,160千円となっております。

説明書により説明をいたします。

2 枚めくっていただきまして、3 ページをお願いいたします。

歳入で、款の 1、項の 1 の国民健康保険税、目の 1 の一般被保険者国民健康保険税の現年度分につきましては徴収率95%、滞納繰越分につきましては徴収率を15%と見込んで算出をしております。

目の 2 の退職被保険者等国民健康保険税の現年度分につきましては徴収率を98%、滞納繰越分につきましては徴収率を15%と見込んで算出をしております。

裏面、4 ページをお願いします。

款の 4. 国庫支出金、項の 1. 国庫負担金、目の 1. 療養給付費等負担金、節の 1. 現年度分141,603千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費等の定率を32%の国庫負担

分ということでの積算でございます。

５ページをお願いいたします。

款の４．国庫支出金、項の２．国庫補助金、目の１．財政調整交付金、節の１．普通調整交付金43,575千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費等の定率９％の交付金でございます。

節の２．特別調整交付金10,000千円につきましては、精神や結核等の療養給付費の交付金でございます。

款の５、項の１、目の１の療養給付費交付金、節の１の現年度分54,983千円につきましては、退職被保険者等の療養給付費等に交付されるものでございます。

裏面、６ページをお願いいたします。

款の６、項の１、目の１の節の１．前期高齢者交付金245,115千円は、65歳から74歳までの人に係る医療費を対象に交付されるものでございます。

款の７．県支出金、項の１．県補助金、目の１．県補助金、節の２．県調整交付金32,506千円は、一般被保険者分の給付費等の６％の一種交付金30,975千円と、医療費適正化事業等の二種交付金1,531千円でございます。

なお、対前年度当初予算比較で12,901千円の減額になっておりますけれども、これにつきましては、一種交付金の率が９％が６％になったことによります減額でございます。

７ページをお願いします。

款の８、項の１の共同事業交付金、目の１、節の１．高額医療費共同事業交付金23,265千円は、高額医療費でレセプト１件当たりの給付総額が800千円を超える医療費を対象として交付される共同事業交付金でございます。

目の２、節の１の保険財政共同安定化事業交付金106,594千円は、レセプト１件当たり200千円を超える医療費を対象として交付されるものでございます。

裏面、８ページをお願いします。

款の10．繰入金、項の１．他会計繰入金、目の１、節の１の一般会計繰入金36,151千円につきましては、一般会計からの繰り入れの基準に基づいた保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金、事務費繰入金、子どもの医療国保医療費繰入金でございます。

13ページをお願いします。

歳出で、款の２．保険給付費、項の２の療養諸費、目の１の一般被保険者療養給付費、節の19．負担金、補助及び交付金492,000千円につきましては、前年同様、月41,000千円で積算しました給付費でございます。

目の２．退職被保険者等療養給付費、節の19．負担金、補助及び交付金56,400千円につきましては、月4,700千円で積算しました給付費でございます。

款の２．保険給付費、項の２．高額療養費、目の１．一般被保険者高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金72,000千円につきましては、月6,000千円で精算しましたところの療養費でございます。

裏面、14ページをお願いします。

款の２．保険給付費、項の２．高額療養費、目の２．退職被保険者等高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金10,800千円につきましては、月900千円で積算しましたところの療養費でございます。

16ページをお願いします。

款の３、項の１の後期高齢者支援金等、目の１．後期高齢者支援金、節の19. 負担金、補助及び交付金96,736千円は、国民健康保険税の一部や療養給付費等負担金等を財源といたしました後期高齢者医療制度に対する支援金でございます。

17ページをお願いします。

款の６、項の１の目の１．介護納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金40,832千円につきましては、先ほどの後期高齢者の支援金と同様に、介護納付金として納付するものでございます。

18ページをお願いします。

款の７、項の１の共同事業拠出金、目の２．保険財政共同安定化事業等拠出金、節の19. 負担金、補助及び交付金106,595千円は、レセプト１件当たり200千円を超える医療費を対象といたしまして、保険財政共同安定化事業に市町村が拠出するものでございます。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

次に、議案第14号 平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

３枚目、２ページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算。

歳入、款の１．後期高齢者医療保険料、金額70,050千円。

款の２．使用料及び手数料、金額２千円。

款の３．繰入金、金額19,183千円。

款の４．繰越金、金額１千円。

款の５．諸収入、金額369千円。

歳入合計、金額89,605千円となっております。

裏面、３ページをお願いします。

歳出、款の１．総務費、金額438千円。

款の２．後期高齢者医療広域連合納付金、金額88,701千円。

款の３．保健事業費、金額334千円。

款の４．諸支出金、金額32千円。

款の５．予備費、金額100千円。

歳出合計、金額89,605千円となっております。

説明書により説明をいたします。

２枚めくっていただきまして、３ページをお願いします。

歳入で、款の１、項の１の後期高齢者医療保険料、目の１．特別徴収保険料43,881千円と目の２の普通徴収保険料26,169千円につきましては、現在の調定額による算出でございます。

款の３．繰入金、項の２、目の１の一般会計繰入金、節の２の保険基盤安定繰入金18,650千円につきましては、低所得者への保険料軽減対策に対し、県負担分４分の３、町負担分４分の１の財政基盤の安定を図るための一般会計からの繰入金でございます。

７ページをお願いします。

歳出で、款の２、項の１、目の１の後期高齢者医療広域連合納付金、節の19の負担金、補助及び交付金88,701千円は、歳入の保険料、それから保険基盤安定繰入金等の合算額を広域連合のほうに納付するものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

最後に、議案第17号 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約の補足説明をいたします。

この規約は、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町の１市３町で構成しております規約でございます。平成25年４月１日より、今まで障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へ名称変更するために、規約の第１条中の法律の名称の改正でございます。

なお、附則で、この条例は平成25年４月１日から施行するということになっております。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

長くなりましたけれども、以上で議案第９号、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第17号の５議案の補足説明を終わります。何とぞ御審議くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第５ 議案第12号

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案第12号 平成25年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

お諮りをいたします。ただいま審議中の平成25年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に中山五雄君、副委員長に碓勝征君を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に中山五雄君、副委員長に碓勝征君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで委員長に選任されました中山五雄君に就任の御挨拶をお願いいたします。

○9番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。ただいま予算特別委員会委員長に指名をされました中山五雄です。委員長就任につきましては、大変重く受けとめております。

皆さん御承知のとおり、本町の財政はまだまだ厳しい状況下にあると思っております。皆さん方の御協力をお願いし、慎重に予算審議をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで挨拶を終わります。

○議長（大川隆城君）

ありがとうございました。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時55分 散会